

# 令和7年度 本校のいじめ防止基本方針

知多市立知多中学校

## 1 いじめの防止についての基本的な考え方

### <基本理念>

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格形成に大きな影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。したがって本校では、これらを基本的な考えとして、職員が日頃からささいな兆候を見逃さないようにし、学校全体で組織的に対応していき、未然防止、早期発見、早期解決に努める。

学校は、生徒が安心・安全に生活できる場ではなくてはならない。その場を確保するために、生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

生徒は、いじめを行ったり、荷担したり、知っていながら見過ごしたりしてはならない。また、生命身体又は財産に甚大な被害が生じるような深刻ないじめの場合には、教育委員会や警察等の関係機関と連携し対処する。

### <いじめの定義>

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係にある者から、心理的又は物理的（インターネットを通じて行われるものも含む）な攻撃を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

### <心理的又は物理的な影響を与える行為の具体例>

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・衝撃を伴う意図的な接触（ぶつけられる、叩かれる、蹴られる）を受ける。
- ・金品をたかられたり、盗まれたり、壊されたり、隠されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・インターネット等で、誹謗中傷や嫌なことをされたりする。

### <学校及び職員の責務>

すべての生徒が、いじめの脅威におびえることなく安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係諸機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。また、いじめが疑われる場合には、迅速にこれに対処し、早期解決、再発防止及び被害生徒の心のケアに努める。

### <家庭の責務・在り方>

服装・表情などの変化を敏感に察知し、早期発見・未然防止に努める。また、誰もがいじめの被害者にも加害者にもなり得るとの認識のもと、いじめを絶対に許さない子育てに努める。

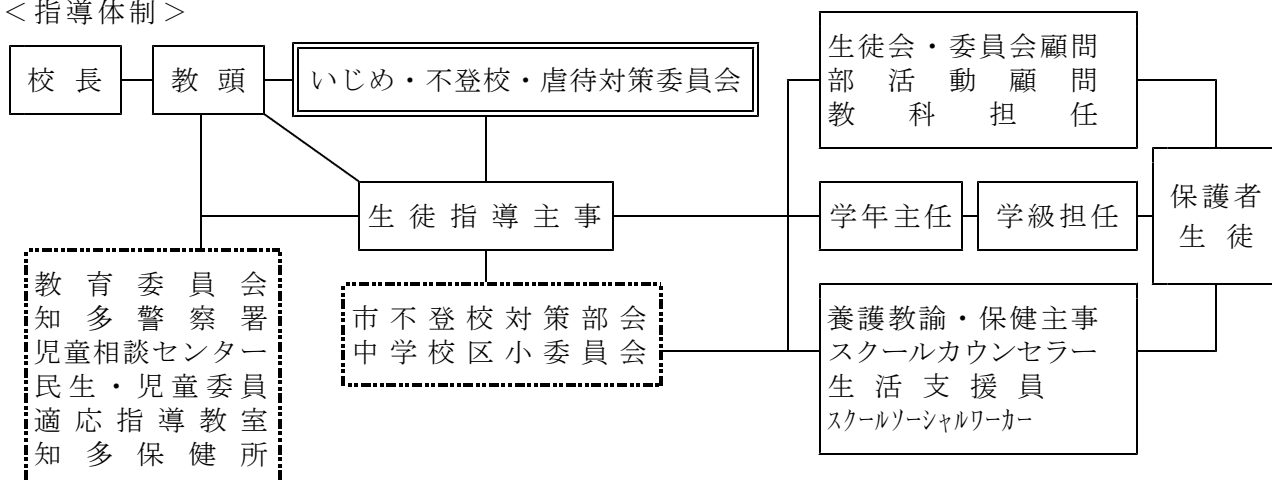
## 2 いじめ防止のための組織の概要

いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止のための組織として「いじめ・不登校・虐待対策委員会」を設置する。定例会は学期に1回とするが、重大事案（生命、身体又は財産に甚大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるいじめ）発生時は緊急開催する。

### <構成員>

校長、教頭、教務、校務、生徒指導主事、進路指導主事、学年生徒指導担当、学年主任、担任、生活支援員、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー

< 指導体制 >



< 活動内容 >

- ・ いじめや不登校の未然防止の取組、早期発見に関するアンケート等の検討
- ・ 学校いじめ基本方針の取組の検証と見直し
- ・ いじめ、不登校への具体的な対応策の検討
- ・ 各学級、各学年の情報交換と生徒情報の共有化

### 3 方策の概要

#### (1) 基本施策

- ア あたりまえのことがあたりまえにできるようにし、生徒が安心して生活できる環境をつくる。また、「弱い者いじめや卑きょうなふるまいを許さない」「いじめは絶対に許さない」というスタンスで教育活動を行う。
- イ 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全教育活動において、道徳的価値観の向上に向けた体験活動等の充実を図る。
- ウ 早期発見、早期解決に努める。保護者並びに地域住民、その他関係諸機関との連携を図るなど、多方面からの情報収集に努める。

#### (2) いじめ予防に関する取組

##### ア 道徳的価値観の向上に向けた取組

###### (ア) 人権集会の開催

12月の人権週間に合わせて、全学年においていじめや人権に関わる題材を用いた道徳の授業を行う。

###### (イ) 学校保健委員会の開催

年2回、「学校保健委員会」を開催する。生徒のコミュニケーションスキルの向上や、自己肯定感を高めることを狙う。

###### (ウ) 教科指導との関連付け

各教科学習においても、道徳教育、人権教育と関連づけられる場面においては、生徒の道徳的価値観の向上に向けた授業を行う。

##### イ インターネットを通じて行われるいじめに関する対策

###### (ア) 生徒及び保護者に向けた研修の場の設定

生徒及び保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを予防できるように必要な啓発活動として情報モラル研修会等を行う。

###### (イ) いじめ対策に対する職員研修の場の設定

SNSなどインターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように、職員向けの情報モラル研修会等を開く。

(3) いじめ早期発見のための取組

ア いじめ調査

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次の通り実施する。

(ア) 生徒対象いじめアンケート調査 年3回(6月、11月、2月)

(イ) 懇談会を通して保護者からの聞き取り調査 年2回(7月、12月)

(ウ) 教育相談を通して学級担任を中心とした教員による生徒からの聞き取り調査

年4回(6月、9月、11月、2月)

(エ) 日常生活から変化の察知(随時)

イ いじめ相談体制の整備

生徒及び保護者が、担任以外でもいじめに係る相談を行うことができるように、スクールカウンセラー・養護教諭・生活支援員との連携を図る。

ウ 職員の研修

職員の資質向上に向け、いじめ防止に関する研修を年間計画に位置付け実施する。

(4) いじめに対する措置

ア いじめへの対応

(ア) いじめに係る相談を受けた場合は、事実の有無の確認を行う。そして、いじめが確認された場合は、すぐにやめさせるとともに、保護者間における争いに発展させないよう、当該いじめ事案に係わる正しい情報を保護者に伝える場を設定する。

(イ) いじめの再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援や、いじめを行った生徒への指導及びその保護者への助言を行う。また、学級や学年単位で集会を開くなどし、全体への指導を行う。併せて職員会議、対策会議、生徒指導部会の報告など様々な方法で全職員での情報の共有化を図る。

(ウ) スクールカウンセラー・生活支援員と連携し、いじめを受けた生徒及びその保護者の心のケアを継続的に行う。また、生徒の安心・安全のため必要があると認められる場合には、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等を用いて学習を行えるよう配慮する。

(エ) いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

**【いじめに係る行為が止んでいること】**

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

**【被害者が心身の苦痛を感じていないこと】**

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「解消している状態」に至った場合でいじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

#### イ 重大事案への対応

- (ア) いじめ・不登校・虐待対策委員会を緊急開催し、対応策について協議する。
- (イ) 重大事態が発生した旨を、知多市教育委員会に速やかに報告する。
- (ウ) 必要に応じて、当該事案に対処する専門組織を設置する。
- (エ) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (オ) 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- (カ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、所轄警察署等と連携して対処する。

#### 4 学校の取組に対する検証・見直し

(1) 学校のいじめ防止の取組については、PDCA サイクル（PLAN → DO → CHECK → ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。

(2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価、及び保護者による学校評価アンケートを実施し、いじめ不登校対策委員会がいじめに関する取組の検証を行う。